

免税軽油使用者証・免税証の 交付申請の「仮受付」について (農業用)

- 平成30年4月以降の免税軽油に係る免税軽油使用者証・免税証の交付申請を、次のとおり「仮受付」を行っています。
- 平成30年度税制改正による免税軽油制度の継続が正式な交付の条件となりますので、あらかじめご了承ください。
- 免税軽油使用者証・免税証の交付は、平成30年4月以降となります。

1 受付時間

8時30分～17時15分

※ 平成30年4月1日交付を希望される場合は、平成30年2月16日までに交付申請をお願いします。平成30年2月16日以降の交付申請については、平成30年4月1日より遅い交付となる場合もありますのでご留意ください。

2 受付場所

青森県弘前合同庁舎（弘前市藏主町4）2階
中南地域県民局県税部 課税第一課



3 必要書類

No	必要書類	備考
(1)	免税軽油使用者証	・すでに交付を受けている方
(2)	免税軽油の引取り等に係る報告書	※ ・前年度の軽油の引取を証する書類を添付
(3)	免税軽油使用者証交付申請書 ^(注1)	※
(4)	免税証交付申請書	※
(5)	誓約書 ^(注2)	※
(6)	免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例指定申請書	※ ・免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例を受ける場合
(7)	耕作証明書	・農業委員会が交付する証明書
(8)	県証紙(400円分)	・免税軽油使用者証の交付を申請する方
(9)	使用機械の譲渡証明書等	・新規申請又は機械を変更した場合
(10)	印鑑(認印で可)	・共同申請の場合は全員の印鑑
(11)	返信用封筒(免許証等を郵送する場合)	・簡易書留分の切手(402円)貼付

- ※印の用紙は、地域県民局県税部に用意しています。
- 防除組合等の場合は免税軽油使用計画書が必要となるほか、新規申請の場合には、組合員名簿、組合定款・規約、前年の軽油使用明細書及び納品書が必要なる場合があります。
- 農作業の委託を受けている方は、耕作(農作業受委託)証明書が必要になります。

(注1) 共同申請の場合は免税軽油使用者証共同交付申請書になります。

(注2) 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過していない者ではないこと等、免税軽油使用者証の交付に係る欠格事項に該当していないことを誓約していただく書面です。

【問い合わせ先】



中南地域県民局県税部 課税第一課 免税軽油担当
電話番号 0172-32-1131 (内228・278)